

徳島県規則第三十二号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「住民票」の下に「の写し」を加え、同条第二項中「独立の生計を営む成年人者」を「成年人者であつて、そのうち少なくとも一人は、独立の生計を営むもの」に改め、同条第三項中「又は氏名」を「氏名又は電話番号」に改める。

様式第一号中「氏 名」を $\left[\begin{array}{l} \text{旧 姓} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ （ ）に「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」

で、「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」に改める。

備考

- 1 修了証書に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、申請者欄に当該旧姓又は通称を記入すること。
- 2 写真は、申請書提出前6か月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとすること。

様式第三号中「氏 名」を $\left[\begin{array}{l} \text{旧 姓} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ （ ）に「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」

ので、「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」に改める。

注 1 卒業証書又は修了証書に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称を記入してください。

- 2 入学を希望する科に○印を付けてください。
- 3 本科にあつては、希望するコースを記入してください。
- 4 研究科にあつては、1年制又は2年制のいずれかに○印を付けてください。

様式第四号中「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{氏 名} \\ \text{又は通称} \end{array} \right]$ 」

様式第五号中「 $\left[\begin{array}{l} \text{住所} \\ \text{氏名} \end{array} \right]$ 」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{住所} \\ \text{氏名} \\ \text{電話番号} \end{array} \right]$ 」

氏

氏	
電話番号	

名		
---	--	--

を

名		
号		

に改める。

新保証人	現住所	
	氏名	
旧保証人	現住所	
	氏名	

様式第六号中「、」を「、」に、

新保証人	現住所	
	氏名	
	電話番号	

を

--	--

旧保証人	
現住所	
氏名	
電話番号	

--	--	--	--	--	--

「学生との続柄
氏名」を「学生との続柄
氏名 電話番号」に改

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十条及び様式第四号から様式第六号までの規定は、令和七年度以降の農業大学校への入学の許可を受けた者に係る保証人について適用する。